

## 自己点検シート(訪問看護・介護予防訪問看護)

【記入日:令和 年 月 日・記入者氏名: 連絡先:TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇】

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
<b>I 基本方針</b>							
1. 基本方針 【介】	利用者が、要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	基準第59条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【予】	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	(予防基準第62条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>II 人員基準</b>							
1. 看護師等の員数 【介】【予】	<p>看護職員(保健師、看護師又は准看護師)は、常勤換算方法で2.5人以上ですか。内1人以上は常勤ですか。</p> <p>→ 下記の数値を記載してください。(令和 年 月実績)</p> <p>① 常勤専従職員の人数 ( 人)</p> <p>② 常勤職員1人当たりの1ヶ月の通常勤務すべき時間 ( 時間)</p> <p>③ 非常勤・非専従看護職員の1ヶ月間の勤務時間合計 ( 時間)</p> <p>④ (③÷②)+①の値(小数点以下第2位切り捨て) ( )</p> <p>※利用者数( 月請求実績分) 人</p>	第60条 (第63条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 管理者 【介】【予】	<p>管理者は指定訪問看護ステーション業務に専ら従事している常勤の保健師又は看護師ですか。</p> <p>また医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験がありますか。</p>	第61条 (第64条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
2. 管理者 【介】【予】	管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。(管理業務に支障はないですか。)→ 下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無 (有・無) ・当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名 ( ) ・同一敷地等の他事業所と兼務している場合は全ての事業所名、職種名 事業所名 : ( ) 事業所名 : ( ) サービス種別 : ( ) サービス種別 : ( ) 職種名 : ( ) 職種名 : ( )	第61条 (第64条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注)別紙(様式1-1)「従業員の勤務の体制及び勤務実績一覧表」を作成のうえ添付してください。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
<b>Ⅲ 設備基準</b>							
1. 設備及び備品等 【介】【予】	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられ、必要な備品等を備えていますか。	第62条 (第65条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>Ⅳ 運営基準</b>							
1. 内容及び手続きの説明及び同意 【介】【予】	事業所の概要、重要事項(※1)について記した文書を交付し(※2)、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。 ※1 運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、その他利用者のサービス選択に資すると認められる事項 ※2 文書の交付は、電磁的方法でも可。	第74条: 第8条準用 (第74条: 第49条の2準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 提供拒否の禁止 【介】【予】	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。 (提供を拒むことのできる正当な理由) ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③その他利用申込者に対し自ら適切な訪問看護(介護予防訪問看護)を提供することが困難な場合	第74条: 第9条準用 (第74条: 第49条の3準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. サービス提供困難時の対応 【介】【予】	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る主治医及び居宅介護(介護予防)支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	第63条 (第66条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
4. 受給資格等の確認 【介】【予】	被保険者証等の提示を求めることなどにより確認を行っていますか。	第74条: 第11条準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、配慮して介護サービスを提供していますか。	(第74条: 第49条の5準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 要介護(要支援)認定の申請に係る援助 【介】【予】	利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護(要支援)認定の申請をしているか確認していますか。	第74条: 第12条準用 (第74条: 第49条の6準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者が要介護(要支援)認定を申請していない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	第74条: 第12条準用 (第74条: 第49条の6準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 心身の状況等の把握 【介】【予】	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、病歴等の把握に努めていますか。	第74条: 第13条準用 (第74条: 第49条の7準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 居宅介護(介護予防)支援事業者等との連携 【介】【予】	介護サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、主治医(終了時に限る)及び居宅介護(介護予防)支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	第64条 (第67条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 【介】【予】	利用者又はその家族に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	第74条: 第15条準用 (第74条: 第49条の9準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供 【介】【予】	居宅(介護予防)サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	第74条: 第16条準用 (第74条: 第49条の10準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 居宅(介護予防)サービス計画等の変更の援助 【介】【予】	利用者が居宅(介護予防)サービス計画の変更を希望する場合は、必要な援助を行っていますか。	第74条: 第17条準用 (第74条: 第49条の11準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11. 身分を証する書類の携行 【介】【予】	看護師等に身分証を携行させ、初回訪問時及び求めに応じて提示するよう指導していますか。	第74条: 第18条準用 (第74条: 第49条の12準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
12. サービスの提供の記録 【介】【予】	介護サービスを提供した際は、提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況等必要な事項を書面に記録するとともに、利用者から求められた場合には、それらの情報について適切な提供を行っていますか。	第74条： 第19条準用 (第74条： 第49条の13準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13. 利用料等の受領 【介】【予】	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	第66条 (第69条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。	第66条 (第69条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受ける場合は、予め利用者又はその家族に説明、同意を得ていますか。	第66条 (第69条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14. 領収証 【介】【予】	サービスの提供に要した費用について支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付していますか。	法第41条 (法第53条： 法第41条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	領収証に保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用については個別の費用ごとに区分して記載していますか。	施行規則第85条： 施行規則第65条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15. 保険給付の請求のための証明書の交付 【介】【予】	法定代理受領サービスではない、訪問看護(介護予防訪問看護)に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	第74条： 第21条準用 (第74条： 第50条の2準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16. 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の基本取扱方針 【介】【予】	訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定して計画的に行われていますか。	第67条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	(第75条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	第67条 (第75条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
17. 指定訪問看護(介護予防訪問看護)の具体的取扱方針 【介】【予】	サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項を理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	第68条 (第76条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	医学の進歩に対応した適切な看護技術をもってサービスを提供していますか。	第68条 (第76条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者の病状、心身の状況及びその置かれた環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して適切に指導を行っていますか。	第68条 (第76条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護予防訪問看護の提供にあたり、看護師等はサービス提供の開始時から介護予防訪問看護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでの間に少なくとも1回は実施状況の把握(モニタリング)を行い、当該結果を踏まえつつ、介護予防訪問看護報告書を作成していますか。	(第76条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18. 主治医との関係 【介】【予】	管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護(介護予防訪問看護)が行われるよう、主治医との連絡調整、看護師等の監督等必要な管理を行っていますか。	第69条 (第77条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	訪問看護(介護予防訪問看護)の開始に際し、主治医の指示書を受領していますか。	第69条 (第77条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	定期的に訪問看護(介護予防訪問看護)計画書及び訪問看護(介護予防訪問看護)報告書を主治医に提出し、訪問看護(介護予防訪問看護)の提供に当たって主治医と密接な連携を図っていますか。	第69条 (第77条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19. 訪問看護(介護予防訪問看護)計画書及び訪問看護(介護予防訪問看護)報告書の作成 【介】【予】	看護師等(准看護師を除く。)は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標を達成するための具体的な内容等を記載した訪問看護(介護予防訪問看護)計画書を作成していますか。	第70条 (第76条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	訪問看護(介護予防訪問看護)計画書は居宅(介護予防)サービス計画書に沿った内容となっていますか。又必要に応じて変更していますか。	第70条 (第76条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	訪問看護(介護予防訪問看護)計画書の主要な事項について利用者及びその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。	第70条 (第76条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	訪問看護(介護予防訪問看護)計画書を利用者に交付していますか。	第70条 (第76条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	訪問日及び提供した看護内容等を記載した訪問看護(介護予防訪問看護)報告書を作成していますか。	第70条 (第76条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	管理者は、訪問看護(介護予防訪問看護)計画書及び訪問看護(介護予防訪問看護)報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。	第70条 (第76条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
20. 同居家族に対するサービス提供の禁止 【介】【予】	看護師等が同居家族に対して訪問看護(介護予防訪問看護)を提供していませんか。	第71条 (第70条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21. 利用者に関する市町村への通知 【介】【予】	利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市町村への通知を行っていますか。 ・サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護(要支援)状態の程度を増進させたと認められる場合 ・偽りその他不正な行為により給付を受けた又は受けようとした場合	第74条: 第26条準用 (第74条: 第50条の3準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22. 緊急時等の対応 【介】【予】	利用者の病状の急変など緊急時には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い指示を求めるなど必要な措置を講じていますか。	第72条 (第71条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23. 管理者の責務 【介】【予】	管理者は、従業者の管理及び利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従事者に対して必要な指揮命令を行っていますか。	第74条: 第52条準用 (第74条: 第52条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24. 運営規程 【介】【予】	以下の事項を運営規程に定めていますか。 <input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 従業者の職種、員数及び職務内容 <input type="checkbox"/> 営業日及び営業時間 <input type="checkbox"/> 訪問看護(介護予防訪問看護)の内容及び利用料その他の費用の額 <input type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域 <input type="checkbox"/> 緊急時等における対応方法 <input type="checkbox"/> 虐待防止に関する事項 <input type="checkbox"/> その他運営に関する重要事項	第73条 (第72条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25. 勤務体制の確保等 【介】【予】	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制(日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等)を定めていますか。	第74条: 第30条準用 (第74条: 第53条の2準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	当該事業所の看護師等によってサービスを提供していますか。	第74条: 第30条準用 (第74条: 第53条の2準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	看護師等は、労働者派遣法に規定する派遣労働者(紹介予定派遣を除く。)を使用していませんか。	第74条: 第30条準用 (第74条: 第53条の2準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	看護師等に対して研修の機会を確保していますか。	第74条: 第30条準用 (第74条: 第53条の2準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
26. 衛生管理等 【介】【予】	看護師等の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	第74条： 第31条準用 (第74条： 第53条の3準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	設備及び備品等について、衛生的な管理を行っていますか。	第74条： 第31条準用 (第74条： 第53条の3準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27. 掲示 【介】【予】	運営規程の概要や勤務の体制、その他重要事項(重要事項説明書の内容)及び指定書を事業所内に掲示していますか。	第74条： 第32条準用 (第74条： 第53条の4準用) 堺市介護保険施行 規則第51条の14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28. 秘密保持等 【介】【予】	正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	第74条： 第33条準用 (第74条： 第53条の5準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を個別に書面により得ていますか。(サービス提供開始時における包括的な同意で可)	第74条： 第33条準用 (第74条： 第53条の5準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29. 広告 【介】【予】	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	第74条： 第34条準用 (第74条： 第53条の6準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30. 居宅介護(介護予防)支援事業者に対する利益供与の禁止 【介】【予】	居宅介護(介護予防)支援事業者又はその従業員に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	第74条： 第35条準用 (第74条： 第53条の7準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31. 苦情処理 【介】【予】	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。 苦情件数：月平均 件程度 苦情相談窓口の設置：有・無 相談窓口担当者：有・無	第74条： 第36条準用 (第74条： 第53条の8準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	苦情相談等の内容を記録・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32. 地域との連携 【介】【予】	事業の運営に当たっては、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	第74条： 第36条の2準用 (第74条： 第53条の9準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
33. 事故発生時の対応 【介】【予】	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護(介護予防)支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。	第74条: 第37条準用 (第74条: 第53条の10準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。 →損害賠償保険への加入: 有・無	第74条: 第37条準用 (第74条: 第53条の10準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事故が生じた際には、原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じていますか。	第74条: 第37条準用 (第74条: 第53条の10準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34. 会計の区分 【介】【予】	他の事業との会計を区分していますか。	第74条: 第38条準用 (第74条: 第53条の11準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35. 高齢者虐待の防止 【介】【予】	事業所の従業員は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ることをしていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うことをしていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者に対してつなげない行為をすること又は利用者をしてつなげない行為をさせていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	高齢者虐待の防止について、従業員への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。	高齢者虐待防止法第20条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
36. 記録の整備 【介】【予】	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	第73条の2 (第73条) 基準条例第3条 (第7条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護サービスの提供に関する記録(主治医による指示書、訪問看護(介護予防訪問看護)計画書、サービス内容の記録等)を整備し、その完了の日から2年間(サービス提供記録は提供日から5年間)保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
37. 変更の届出 【介】【予】  (注)「みなし」指定 の場合は記載不要	<p>事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に変更の届出を行っていますか。</p> <p>【厚生労働省令届出事項】</p> <p>1) 事業所の名称及び所在地</p> <p>2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名)</p> <p>3) 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ※当該指定に係る事業に関するものに限る。 ※事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。</p> <p>4) 事業所の病院若しくは診療所又はその他の訪問看護事業所のいずれかの別</p> <p>5) 事業所の平面図</p> <p>6) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びに免許証の写し</p> <p>7) 運営規程</p> <p>8) 居宅介護(介護予防)サービス費の請求に関する事項</p> <p>9) 役員の氏名、生年月日及び住所</p>	法第75条 施行規則第131条 (法第115条の5 施行規則第140条 の22)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注)法第71条第1項の規定に基づき、同法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた事業所については、変更届出欄の記載は不要です。

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
<b>V 業務管理体制の整備</b>							
1. 業務管理体制の整備 【介】【予】	1 事業者(法人)内で、法令遵守について職員に周知をしていますか。 また、どのような方法で周知されていますか。 (周知方法: _____ )	法第115条の32 施行規則第140条 の39及び第140条 の40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	① 法令遵守責任者の選任【全ての法人】 事業者(法人)において、1人、法令遵守責任者を選任し、所管庁に届け出ていますか。  法令遵守責任者の届出 _____ 済 ・ 未済 所属・職名 _____ 氏名 _____	法第115条の32 施行規則第140条 の39及び第140条 の40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 法令遵守規程の整備【事業所(施設)数が20以上の法人のみ】 事業者(法人)において、法令遵守規程を作成し、各事業所・施設に周知していますか。 また、規程の概要を所管庁に届け出ていますか。  規程の概要の届出 _____ 済 ・ 未済	法第115条の32 施行規則第140条 の39及び第140条 の40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 業務執行の状況の監査【事業所(施設)数が100以上の法人のみ】 事業者(法人)において、業務執行の状況の監査を定期的に実施していますか。 また、監査の方法の概要を所管庁に届け出ていますか。  監査の方法の概要の届出 _____ 済 ・ 未済	法第115条の32 施行規則第140条 の39及び第140条 の40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 届出事項に変更があったときは、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け出ていますか。 また、事業所数の増減により整備すべき内容が変わった場合等についても、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け出ていますか。	法第115条の32 施行規則第140条 の40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
1. 業務管理体制の整備 【介】【予】	<p>3 所管庁に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の所管庁及び変更前の所管庁の双方に届け出ていますか。</p> <p>※所管庁(届出先)</p> <p>◎指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 ⇒厚生労働大臣</p> <p>◎指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 ⇒主たる事務所の所在地の都道府県知事</p> <p>◎すべての指定事業所等が指定都市の区域に所在する事業者 ⇒堺市長(介護事業者課)</p> <p>◎地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者で、すべての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者 ⇒堺市長(介護事業者課)</p> <p>◎上記以外の事業者 ⇒大阪府知事(福祉部高齢介護室介護事業者課)</p>	法第115条の32 施行規則第140条の40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
<b>VI 介護給付費関係</b>							
1. 介護(介護予防)給付費単位 【介】【予】	<p>所定の単位数で算定していますか。</p> <p>1. 訪問看護ステーションの場合</p> <p>①所要時間20分未満の場合 310単位 ②所要時間30分未満の場合 463単位 ③所要時間30分以上1時間未満の場合 814単位 ④所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 1,117単位 ⑤理学療法士等による訪問の場合(1回につき) 302単位</p> <p>2. 病院又は診療所の場合</p> <p>①所要時間20分未満の場合 262単位 ②所要時間30分未満の場合 392単位 ③所要時間30分以上1時間未満の場合 567単位 ④所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 835単位</p> <p>3. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合 (1月につき) 2,935単位 【介】のみ</p>	算定基準別表の3イ～ハ(予防算定基準別表の3イ、ロ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 端数処理 【介】【予】	<p>単位数算定の際の端数処理</p> <p>・単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていますか。</p>	留意事項2-1-(1)(予防留意事項2-1-(1))	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>金額換算の際の端数処理</p> <p>・算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数があるときは、端数を切り捨てていますか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 所要時間の算定 【介】【予】	<p>所要時間の算定は、サービス提供に現に要した時間ではなく、計画に位置付けられた内容の訪問看護(介護予防訪問看護)を行うのに要する標準的な時間で行っていますか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 20分未満の訪問看護の算定 【介】【予】	<p>短時間かつ頻回な医療処置等が必要な利用者に対して提供されることが前提となることから、居宅サービス計画等においても、20分以上の訪問看護を週1回以上含む設定がなされていますか。</p> <p>※緊急時訪問看護加算の届け出を行っている場合に算定可。その他当該算定にかかる取扱いについては、留意事項2-4-(3)及び予防留意事項2-4-(3)を参照してください。</p>	算定基準別表の3イ～ハ注1(予防算定基準別表の3イ、ロ注1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 准看護師による訪問看護の算定 【介】【予】	<p>准看護師が訪問看護を行う場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
6. 理学療法士等の訪問について【介】【予】	<p>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日に2回を超えて指定訪問看護を行った場合、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。</p> <p>※当該算定にかかる取扱いについては、留意事項2-4-(4)及び予防留意事項2-4-(4)を参照してください。</p>	算定基準別表の3イ～ハ注1(予防算定基準別表の3イ、ロ注1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 末期の悪性腫瘍の患者等について【介】【予】	<p>次の場合には訪問看護費ではなく、医療保険で請求していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・末期悪性腫瘍の患者</li> <li>・厚生労働大臣が定める疾病等(※)の患者</li> <li>・主治医(介護老人保健施設の医師を除く。)が、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合(14日間限度)</li> </ul> <p>※「疾病等」については、「利用者等告示」第4号を参照してください。</p>	算定基準別表の3イ～ハ注1、注13(予防算定基準別表の3イ、ロ注1、注11)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携【介】	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行い、かつ、連携する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を届け出ている訪問看護事業所において、通院が困難な利用者に対して、主治医の指示及び訪問看護計画書に基づき、当該事業所の看護師等が訪問看護を行った場合に、1月につき所定単位数(2,935単位)算定していますか。(ただし、准看護師が訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定。)</p> <p>※緊急時訪問看護加算の届け出を行っている場合に算定可。その他当該算定にかかる取扱いについては、留意事項2-4-(5)を参照してください。</p>	算定基準別表の3イ～ハ注2、注14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>保健師、看護師又は准看護師が、要介護状態区分が要介護5である利用者に対して指定訪問看護を行った場合、1月につき800単位を所定単位数に加算していますか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>1人の利用者に対し、1か所の訪問看護事業所に限り算定していますか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>主治医(介護老人保健施設の医師を除く。)が、利用者が急性増悪等により医療保険上の訪問看護を一時的に頻回に行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に応じて、1日につき97単位を所定単位数(1月につき2,935単位)から減算していますか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
9. 同一建物等に居住する利用者の減算 【介】【予】	<p>・事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物(※)若しくは事業所と同一の建物に居住する利用者に対して訪問する場合は、当該建物に居住する人数に関わらず、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。</p> <p>・上記以外の範囲に所在する建物(※)に居住する利用者に対して訪問する場合は、当該建物に居住する利用者が1月あたり20人以上の場合、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。</p> <p>※建物は養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。</p> <p>※当該算定にかかる取扱いについては、留意事項2-4-(7)及び予防留意事項2-4-(6)を参照してください。</p>	算定基準別表の3イ~ハ注3(予防算定基準別表の3イ、口注2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 早朝・夜間・深夜加算 【介】【予】	<p>サービス提供の開始時刻が、早朝(午前6時から午前8時)・夜間(午後6時から午後10時)・深夜(午後10時から午前6時)の時間帯にある場合に、次に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早朝、夜間 100分の25</li> <li>・深夜 100分の50</li> </ul> <p>※なお、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合においては算定できない。</p>	算定基準別表の3イ~ハ注4(予防算定基準別表の3イ、口注3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11. 複数の看護師等による訪問看護の取扱い 【介】【予】	<p>同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して訪問看護を行ったときは、次に掲げる区分に応じ、1回につきそれぞれの単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所要時間30分未満の場合 254単位</li> <li>・所要時間30分以上の場合 402単位</li> </ul> <p>次の算定要件に適合していますか。</p> <p>複数の看護師等による訪問看護について、利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合</li> <li>・暴力行為、著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められる場合</li> <li>・その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる場合</li> </ul>	算定基準別表の3イ~ハ注5(予防算定基準別表の3イ、口注4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	12. 長時間訪問看護加算 【介】【予】	<p>特別な管理を必要とする利用者(※)に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合であって、通算した所要時間が1時間30分以上となるときは、1回につき300単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※「特別な管理を要する利用者」については、「利用者等告示」第6号を参照してください。</p>	算定基準別表の3イ~ハ注6(予防算定基準別表の3イ、口注5)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
13. 中山間地域等における小規模事業所加算 【介】【予】	厚生労働大臣が定める地域(能勢町(東郷、田尻、西能勢)、太子町(山田)及び千早赤阪村)に所在するサテライト事業所があり、かつ1月あたりの延訪問回数(前年度の平均延訪問回数)が100回以下(予防の場合、1月あたりの延訪問回数が5回以下)のサテライト事業所である場合に、利用者の同意を得て、1回(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合については1月)につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を加算していますか。	算定基準別表の3イ～ハ注8(予防算定基準別表の3イ、ロ注7)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 【介】【予】	厚生労働大臣が定める地域(能勢町(東郷、田尻、西能勢)、太子町(山田)及び千早赤阪村)に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問看護を行った場合、1回(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合については1月)につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算していますか。	算定基準別表の3イ～ハ注9(予防算定基準別表の3イ、ロ注8)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15. 緊急時訪問看護加算 【介】【予】	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に24時間対応できる体制にあるとして、あらかじめ届け出た事業所で、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に、緊急時訪問看護加算として1月につき(当該月の第1回目の介護保険給付対象となる日に)次に掲げる単位数を所定単位数を加算していますか。 ・訪問看護ステーションの場合 540単位 ・医療機関の場合 290単位  ※当該加算にかかる取扱いについては、「留意事項」2-4-(15)及び「予防留意事項」2-4-(14)を参照してください。	算定基準別表の3イ～ハ注10(予防算定基準別表の3イ、ロ注9)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16. 特別管理加算 【介】【予】	あらかじめ届け出て、訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(※)に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、特別管理加算として、算定要件に応じ、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。  ※「特別な管理を要する利用者」については、「利用者等告示」第7号(その状態については第6号)を参照してください。また、その他当該加算にかかる取扱いについては、「留意事項」2-4-(16)及び「予防留意事項」2-4-(15)を参照してください。	算定基準別表の3イ～ハ注11(予防算定基準別表の3イ、ロ注10)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	○特別管理加算(Ⅰ) 500単位 …「特別な管理を必要とする利用者」の状態「イ」に該当する者に対して訪問看護を行う場合 (ただし、本加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定不可。)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	○特別管理加算(Ⅱ) 250単位 …「特別な管理を必要とする利用者」の状態「ロ～ホ」に該当する者に対して訪問看護を行う場合 (ただし、本加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定不可。)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
17. ターミナルケア加算 【介】	算定要件に適合しているものとして、あらかじめ届け出て、在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に「2日以上」 (*)ターミナルケアを行った場合に、ターミナルケア加算として、当該利用者の死亡月につき2,000単位を所定単位数に加算していますか。  (*)利用者が次の状態にある場合に限り「1日以上」 ・末期の悪性腫瘍 ・厚生労働大臣が定める状態(*)  ※「厚生労働大臣が定める状態」については、「利用者等告示」第8号を参照してください。また、当該加算にかかる取扱いについては、「留意事項」2-4-(17)を参照してください。	算定基準 別表の3 イ~ハ注12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	次の算定要件に適合していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	①ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡でき、必要に応じて訪問看護を行える体制を確保していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②主治医との連携の下、ターミナルケアにかかる計画及び支援体制について説明し、同意を得ていること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ターミナルケアの提供について必要な事項が適切に記録されていること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18. サービス種類相互の算定関係 【介】【予】	利用者が下記のサービスを受けている間、訪問看護費(介護予防訪問看護費)を算定していませんか。 ①(介護予防)短期入所生活介護 ②(介護予防)短期入所療養介護 ③(介護予防)特定施設入居者生活介護 ④定期巡回・随時対応対応型訪問介護看護 ⑤(介護予防)認知症対応型共同生活介護 ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑧複合型サービス	算定基準 別表の3 イ~ハ注15 (予防算定基準 別表の3 イ、ロ注12)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19. 初回加算 【介】【予】	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の訪問看護を行った日の属する月に訪問看護を行った場合は、1月につき300単位を加算していますか。  ※当該加算は、利用者が過去2か月間(暦月)に当該事業所から訪問看護(医療保険の訪問看護を含む。)の提供を受けていない場合に算定可。	算定基準 別表の3 二注 (予防算定基準 別表の3 ハ注)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
20. 退院時共同指導加算 【介】【予】	<p>医療機関又は介護老人保健施設に入院又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)が、退院時共同指導(*)を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者(※)については2回)に限り、600単位を加算していますか。(ただし、初回加算を算定する場合は、算定不可。)</p> <p>(*)「退院時共同指導」とは、当該者又はその看護に当たっているものに対して、医療機関又は介護老人保健施設の主治医その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。</p> <p>※「特別な管理を必要とする利用者」については、「利用者等告示」第6号を参照してください。その他当該加算に関する取扱いについては、「留意事項」2-4-(21)及び「予防留意事項」2-4-(19)を参照してください。</p>	算定基準別表の3 ホ注 (予防算定基準別表の3 二注)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21. 看護・介護職員連携強化加算 【介】	<p>社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録を受けた訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等の特定行為業務を円滑に行うための支援を行った場合、1月に1回に限り250単位を加算していますか。</p> <p>※訪問看護を24時間行える体制を整えている事業所として、緊急時訪問看護加算の届出をしている場合に算定可能。その他当該加算にかかる取扱いについては、「留意事項」2-4-(22)を参照してください。</p>	算定基準別表の3 ヘ注	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22. 看護体制強化加算 【介】【予】	<p>算定要件に適合しているものとして、あらかじめ届け出て、利用者に対して訪問看護を行った場合、1月につき300単位を加算していますか。</p> <p>※当該加算にかかる取扱いについては、「留意事項」2-4-(23)及び「予防留意事項」2-4-(20)を参照してください。</p>	算定基準別表の3 ト注 (予防算定基準別表の3 ホ注)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	次の算定要件に適合していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	①算定日が属する月の前3月間において、利用者の総数のうち、「緊急時訪問看護加算」を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②算定日が属する月の前3月間において、利用者の総数のうち、「特別管理加算」を算定した利用者の占める割合が100分の30以上であること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③算定日が属する月の前12月間において、「ターミナルケア加算」を算定した利用者が1名以上(介護予防を除く)であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
23. サービス提供体制強化加算 【介】【予】	算定要件に適合しているものとして、あらかじめ届け出て、利用者に対して訪問看護を行った場合、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 1. 訪問看護ステーション及び病院・診療所の場合 … 1回につき 6単位 2. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合 … 1月につき 50単位 【介】のみ  ※当該加算にかかる取扱いについては、「留意事項」2-4-(24)及び「予防留意事項」2-4-(21)を参照してください。	算定基準別表の3 予注 (予防算定基準別表の3へ注)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	次の算定要件に適合していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	①看護師等ごとに研修計画を作成し、研修を実施していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②利用者に関する情報や留意事項の伝達又は看護師等の技術指導を目的とした会議を、概ね月1回以上開催すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③すべての従業者に年1回以上、健康診断を実施すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者が30%以上であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

【根拠条文について】

法 : 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)

施行規則: 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)

基 準: 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)

予防基準: 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)

解釈通知: 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)

算定基準: 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)

予防算定基準: 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)

留意事項: 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)

予防留意事項: 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)

利用者等告示: 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)

基準条例: 堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月14日条例第58号)